

# 名古屋市旅館業法の施行等に関する条例等が 改正されました。

名古屋市公衆浴場法施行条例等の改正にあわせて、旅館業における客室の入浴設備及び共同浴場に係る「衛生措置の基準」と「構造設備の基準」を改正し、レジオネラ属菌対策等に係る基準を条例化しました。



## <条例の主な改正点>

### 1 衛生措置の基準 (第4条)

既存の施設についても、施行日以降は改正後の基準が適用されます。

★施行日：令和8年7月1日★

#### (1) 浴槽水等の水質基準

改正前 (第4条第9号)	改正後 (第4条第9号)
浴槽の湯は、 <u>レジオネラ属菌が検出されないこと。</u>	入浴者の浴用に供する湯又は水は、次に掲げる措置を講ずること。 ア 規則で定める水質基準*を保つこと。

※「規則で定める水質基準」は下表のとおりです。

区分	水質基準 (市規則第8条)
・浴槽水 (浴槽内の湯又は水)	・濁度は、5度以下であること。 ・有機物(全有機炭素(TOC)の量をいう。以下同じ。)は8 mg/L 以下であるか、又は過マンガン酸カリウム消費量は25 mg/L 以下であること。 ・大腸菌は、1個/mL 以下であること。 ・レジオネラ属菌は、検出されないこと。
・原湯、原水 (浴槽に新たに供給される湯又は水) ・上がり用湯、上がり用水 (湯栓又は水栓から供給される湯又は水)	・色度は、5度以下であること。 ・濁度は、2度以下であること。 ・水素イオン濃度は、水素指数 5.8 以上 8.6 以下であること。 ・有機物は 3 mg/L 以下であるか、又は過マンガン酸カリウム消費量は 10 mg/L 以下であること。 ・大腸菌は、検出されないこと。 ・レジオネラ属菌は、検出されないこと。
・上記以外の入浴者の浴用に供する湯又は水	・レジオネラ属菌は、検出されないこと。

➡浴槽の湯に加え、水風呂・原湯・原水・上がり用湯・上がり用水等の水質基準が設けられました。

## (2) 浴槽水の消毒

改正前 (第4条第10号)	改正後 (第4条第10号)
<p>浴槽の湯は、塩素系薬剤を用い、浴槽の湯に含まれる遊離残留塩素濃度を 0.4 mg/L 以上に保つようにして消毒すること。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>前号アに掲げるもののほか、浴槽水は、常に満ちているようにし、次に掲げる措置を講ずること。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>ア 塩素系薬剤を用い、浴槽水に含まれる遊離残留塩素濃度を0.4 mg/L以上に保つようにして消毒すること。</p>

➡水風呂についても、遊離残留塩素濃度 0.4 mg/L 以上の基準が設けられました。

## (3) 浴槽の清掃

新設 (第4条第11号)
<p>浴槽は、毎日、浴槽水を完全に排水して清掃すること。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあっては、毎週 1 回以上、浴槽水を完全に排水して清掃すること。</p>

## (4) ろ過器等の管理

改正前 (第4条第11号)	改正後 (第4条第12号)
<p>浴槽の湯を浄化するためろ過器を設ける場合は、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア ろ過器は、毎週 1回以上洗浄して汚れを排出し、及び消毒すること。</p> <p>イ 浴槽の湯を浴槽とろ過器の間で循環させるための配管の内部は、毎週1回以上消毒すること。</p> <p>ウ 集毛器その他浴槽とろ過器の間に設けられた設備は、定期的に清掃し、及び消毒すること。</p>	<p>ろ過器その他の設備は、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア ろ過器は、毎週 1回以上逆洗浄(湯又は水を逆流させてろ過器内を洗浄することをいう。以下同じ。)その他の適切な方法により汚れを排出し、及び消毒すること。</p> <p>イ 湯又は水を浴槽とろ過器の間で循環させるための配管の内部は、毎週1回以上消毒すること。</p> <p>ウ 集毛器は、毎日清掃し、及び毎週 1回以上消毒すること。</p> <p>エ 気泡発生装置等(気泡発生装置その他の水の微粒子を発生させる設備をいう。以下同じ。)は、定期的に清掃し、及び消毒すること。</p> <p>オ 浴槽から浴槽外にあふれ出た湯又は水を回収する配管及び当該湯又は水を回収する槽(以下「回収槽」という。)の内部は、頻繁に清掃し、及び消毒するとともに、回収槽の湯又は水を塩素系薬剤を用い消毒すること。</p> <p>カ 湯又は水を浴槽とろ過器等の間で循環させるための配管の内部に生物膜がある場合には、これを除去すること。</p> <p>キ 浴槽とろ過器の間に設けられた設備等は、定期的に清掃し、及び消毒すること。</p>

➡水風呂についてもろ過器等の管理の基準が設けられ、気泡発生装置等やオーバーフロー回収槽等の管理の基準が追加されました。

## (5) 記録の保存

### 新設（第4条第14号）

第10号アに規定する浴槽水の消毒、同号イに規定する浴槽水の水質検査その他浴用に供する設備の衛生管理に係る措置の実施状況について記録し、及び保存すること。

➡浴槽水の遊離残留塩素濃度の記録、レジオネラ属菌検査の結果のほか、「その他浴用に供する設備の衛生管理に係る措置」として、上記「(3) 浴槽の清掃」、「(4)ろ過器等の管理」に係る措置を記録し、保存してください。

## 2 構造設備の基準（第6条）

既存の施設には改正前の基準が適用されますが、施行日以降に構造設備を変更する場合は、改正後の基準が適用されます。

★施行日：令和8年4月1日★

### (1) 客室の入浴設備

#### 改正前（第6条第4号）

客室に入浴設備を設ける場合は、浴室その他入浴者が直接利用する場所（以下「浴室等」という。）は、当該客室の外から容易に見通すことができない構造であること。



#### 改正後（第6条第4号）

客室に入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

- ア 浴室等は、当該客室の外から容易に見通すことができない構造であること。
- イ 次号イからクまで（ク（ア）及び（イ）に掲げるものを除く。）に規定する基準を満たすこと。

### (2) 共同浴場

#### 改正前（第6条第5号）

共同浴場を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

- ア 浴室等は、男女別に区画して設け、相互に見通すことができない構造であること。
- イ 浴室等は、当該浴場外から容易に見通すことができない構造であること。



#### 改正後（第6条第5号）

共同浴場を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

- ア 浴室等は、次に掲げる基準を満たしていること。
  - (ア) 脱衣室及び洗い場は、適当な広さを有すること。
  - (イ) 男女別に区画し、相互に見通すことができない構造であること。
  - (ウ) 浴場外から容易に見通すことができない構造であること。
  - (エ) 脱衣室は、浴室とは扉等により区画されていること。
  - (オ) 浴室等の床その他適当な場所は、不浸透性の構造その他の公衆衛生上支障がない構造であること。

### (3) ろ過器等の基準

#### 新設（第6条第5号）

- イ ろ過器を設ける場合は、次に掲げる基準を満たしていること。
- (ア) ろ過器は、1時間当たりの処理能力が浴槽の容量以上のものであること。
  - (イ) ろ過器は、逆洗浄その他の適切な方法により汚れを排出することができる構造であること。
  - (ウ) ろ過器に湯又は水を送る経路上に集毛器を設けること。
  - (エ) ろ過器内に湯又は水が入る直前に塩素系薬剤の注入口又は投入口を設けること。
  - (オ) ろ過した湯又は水が浴槽の底部に近い部分から流入される構造その他の公衆衛生上支障がない構造であること。
- ウ 浴槽から浴槽外にあふれ出た湯又は水を浴用に供しない構造であること。ただし、次に掲げる措置を講ずる場合は、この限りでない。
- (ア) 浴槽から浴槽外にあふれ出た湯又は水を、回収槽を経由して、ろ過器に送る構造であること。
  - (イ) 回収槽は、内部を容易に清掃できる位置及び構造であること。
  - (ウ) 回収槽の湯又は水を消毒することができる設備を設けること。
- エ 気泡発生装置等を設ける場合は、空気取入口からほこり等が入らない構造であること。
- オ 打たせ湯を設ける場合は、循環している浴槽水を用いない構造であること。
- カ 水位計を設ける場合は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しない構造であること。
- キ 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が浴室の浴槽に流入しない構造であること。

### (4) 蒸気室等の基準

#### 新設（第6条第5号）

- ク 蒸気室又は熱気室(以下「蒸気室等」という。)を設ける場合は、次に掲げる基準を満たしていること。
- (ア) 換気を適切に行うため、給気口及び排気口を適当な位置に設けること。
  - (イ) 蒸気室等の室内の状態を容易に見通すことのできる構造であること。
  - (ウ) 室内には、非常用ブザー等を備えること。

➡客室内の蒸気室等については(ウ)のみが適用されます。

➡蒸気室等が既に設置されている施設については、経過措置が適用されますが、室内に非常用ブザー等が設置されてない施設におかれましては、速やかな設置をお願いいたします。

★今回の改正は、「衛生措置の基準」・「構造設備の基準」によって施行年月日が異なります。また、「構造設備の基準」の改正は経過措置が適用されますが、「衛生措置の基準」の改正は全ての施設に適用されますので、ご注意ください。

施行年月日	改正内容
令和8年4月1日	構造設備の基準 (既存の施設には、経過措置が適用)
令和8年7月1日	衛生措置の基準

